

【協議第1号】

合併協定項目及び合併協定項目調整方針について

真岡市・二宮町合併協議会における合併協定項目及び合併協定項目調整方針について、別紙のとおり提案する。

平成19年10月1日提出

真岡市・二宮町合併協議会  
会長 福田武隼

## 合 併 協 定 項 目

NO.	項 目	NO.	項 目
1	合併の方式	24	各種事務事業の取扱い
2	合併の期日	1	国際交流事業
3	新市の名称	2	電算システム事業
4	新市の事務所の位置	3	広報広聴関係事業
5	議会の議員の定数及び任期の取扱い	4	納税関係事業
6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	5	消防防災関係事業
7	地方税の取扱い	6	交通関係事業
8	一般職の職員の身分の取扱い	7	窓口業務
9	財産の取扱い	8	保健医療事業
10	特別職の身分の取扱い	9	障害者福祉事業
11	条例、規則等の取扱い	10	高齢者福祉事業
12	事務組織及び機構の取扱い	11	児童福祉事業
13	一部事務組合等の取扱い	12	生活保護事業
14	使用料、手数料等の取扱い	13	保育事業
15	公共的団体等の取扱い	14	その他の福祉事業
16	補助金、交付金等の取扱い	15	健康づくり事業
17	町名、字名の取扱い	16	ごみ処理事業
18	慣行の取扱い	17	環境対策事業
19	国民健康保険事業の取扱い	18	農林水産関係事業
20	介護保険事業の取扱い	19	商工、観光関係事業
21	消防団の取扱い	20	勤労者、消費者関係事業
22	行政区の取扱い	21	建設関係事業
23	附属機関の取扱い	22	上下水道事業
		23	市町立学校の通学区域、学校名
		24	学校教育事業
		25	社会教育事業
		26	男女共同参画事業
		27	コミュニティ施策
		28	文化振興事業
		29	社会体育事業
		30	その他の事業
		25	新市基本計画

# 合併協定項目調整方針

## 1 調整の必要性・視点

### (1) 調整の必要性

両市町の事務事業は、法令に基づく事務のほか、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた行政サービスの内容、個々のサービスに関する住民の負担の水準に差があることから、新市に移行する際には、新市としての一体性を確保しつつも、住民が行政制度の違いにより混乱や大きな影響を受けることのないよう、その行政サービスや負担水準の調整を図ることが必要となる。

### (2) 調整の視点

事務事業の調整にあたっては、真岡市及び二宮町の個性を活かした新たなまちづくりを念頭に、合併により拡大する行財政基盤をさらに強化し、魅力あるまちづくりを展開することができるよう、また、住民福祉の向上を図ることができるよう調整するものとする。

両市町が行っている各種事務事業や内部管理制度等については、その現況を踏まえつつ、比較検討を行い、新市の将来像を展望するとともに、住民生活に及ぼす影響などを考慮したうえで、調整を行うものとする。

## 2 基本的な考え方

新市における魅力的なまちづくりを通じた住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものとする。

### (1) 新市に移行する際、住民の生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。(一体性確保の原則)

住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、保健・福祉サービス、各種施設の利用や申し込みなど、住民の生活に係わる事項については、住民生活に支障をきたさないよう速やかな一体性の確保に努めるものとする。

### (2) 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉向上の原則)

現在、両市町で行っている各種行政サービスについて、そのサービスに差異があるものについては、住民サービス及び住民福祉の向上にできる限り努めるものとする。

### (3) 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。(負担公平の原則)

使用料・手数料や地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。

### (4) 新市において健全な財政運営に努める。(健全な財政運営の原則)

新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権の時代に対応した健全財政に努めるものとする。

### (5) 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。(行政改革推進の原則)

事務事業の調整・協議の際には、社会情勢の動向も踏まえ、事業の妥当性・必

要性、また、民間と行政との役割分担についても十分検討を行い、「スクラップ・アンド・ビルド」の視点に立った行政改革を推進する観点から、事務事業の見直しに努めるものとする。

**(6) 地域特性を活かした魅力あるまちづくりに努める。(地域特性尊重の原則)**

両市町が実施してきた事業のうち、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた事業等については、それぞれの地域が有する特性を活かした魅力あるまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努めるものとする。

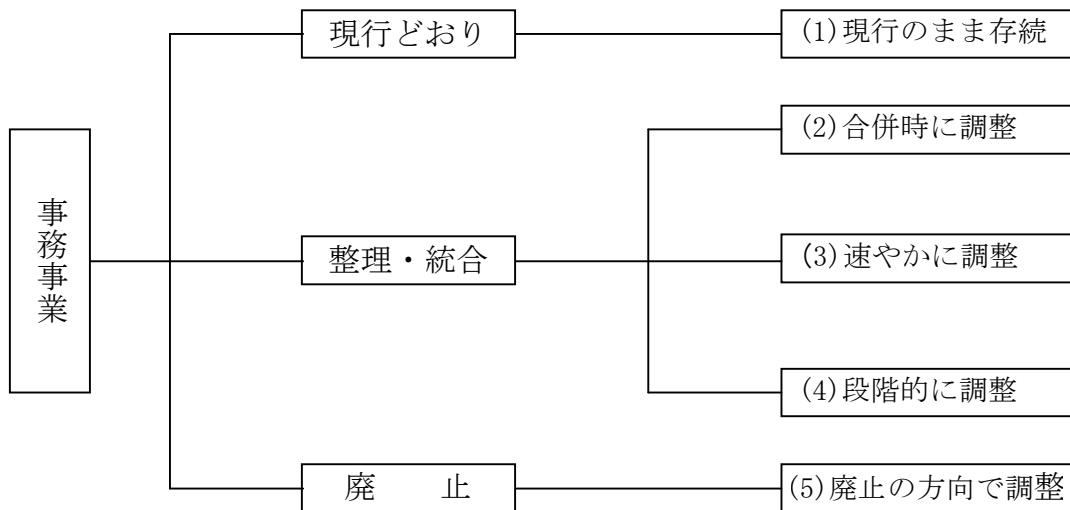
**3 調整の方針**

基本的な考え方に基づき、合併協議における調整の方針を次のとおりとする。

- (1) 新市における住民福祉の向上に向け、基本的な考え方に基づき、原則として真岡市の制度を基準に制度の統一・調整を図るものとする。
- (2) 両市町の事務事業のうち、地域特性を有するもの、合併後ただちに統一・実施することで住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定等、円滑な移行に向けた調整を図るものとする。

**4 調整の方向性**

事務事業一元化の調整・協議にあたっては、概ね次の分類のいずれかの方向性により調整するものとする。



**(1) 現行のまま新市に引き継ぐ。**

ア 法令等に基づき実施しており、新市においても市の事務事業として行うこととなるもののうち、両市町間でサービス内容に差がないものについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

イ 条例等に基づき実施しているもので、両市町間でサービス内容に差がないものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるものについて、現行のまま新市に引き継ぐ。

ウ 特定の地域を対象とするもので、事業実施の経緯等から新市において統一した対応を取ることが適切でないものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるものについて、現行のまま新市に引き継ぐ。

**(2) 原則として真岡市の制度を基準に合併時に調整する。**

ア 自治体の存立に関する事項や行政を円滑に執行するための内部管理制度については、真岡市の制度を基準に調整する。

イ 両市町間でサービス内容が異なるものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるものについて、原則として真岡市の制度を基準に合併時において一元化する。

**(3) 原則として真岡市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。**

ア 両市町間でサービス内容が異なるものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響、これまでの経緯等を勘案し、事業実施の必要性があるもので、真岡市の制度を基準に合併時において一元化することが困難なものについて、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

イ 両市町が行っている各種計画策定事業については、現在の両市町の計画の内容・期間・指標の設定等を考慮し、新市に移行後、速やかに新市全体を対象とする計画を策定するものとし、それまでの間は現行の計画を地域別の計画とする。

**(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。**

ア 真岡市の制度を基準に合併後ただちに一元化することで住民生活等に大きな影響を与えるものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるものについて、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

イ 地域特性を有するものや事業実施の経緯等から新市において統一した対応を取ることが適切でないものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響を勘案し、事業実施の必要性があるものについて、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

**(5) 廃止の方向で調整する。**

ア 事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性が小さいものについては、廃止の方向で調整する。